

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用</b> (平成20年3月17日建管-2460)</p> <p>第7条関係</p> <p>1 確認申請書等の受付締切時刻の設定に当たっては、公告の日から十分な期間を確保するとともに、当該時刻から入札書受付開始時刻までの間に、電子入札システム上で「資格確認通知一括発行処理」を行う必要があることから、当該事務処理が円滑に行えるような日程となるよう留意すること。</p> <p>2 同種又は類似業務の実績（様式第2号）並びに配置予定技術者の資格及び経歴等（様式第3号）の提出を求めるのは、それぞれ同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格及び経歴等を入札参加資格__としてしている場合とする。</p> <p>3 企業又は技術者の業務実績（様式第2号及び様式第3号関係）を証する書面として、当該業務の完了年月日が確認できる資料（検査結果通知書など）の写し及び金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で入札参加資格に求める同種業務等であることが確認できる資料の写しを提出させること。ただし、当該業務がTECRIS（一般社団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システム）に登録され、その内容が確認できる場合は、提出様式にTECRIS登録番号を記載することにより資料の提出に代えることができる。</p> <p>4 技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面として、健康保険被保険者証の写し（資格取得年月日と事業所名の記載があるものに限る。）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを提出させること。</p> <p>5 会社に所属する測量士及び測量士補（様式第3号の2関係）又は準県内の常勤技術者（様式第3号の3関係）の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面として、4に掲げる書面のほか、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し（社会保険適用除外事業所等の場合は、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し）及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票の写し（入札参加資格申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）を提出させること。いずれの書面も提出できない場合は、給与台帳（源泉徴収簿）及び3ヶ月分の出勤簿など、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料の提出に代えることができる。</p> <p>6 会社の所属技術者（測量士及び測量士補）名簿（様式第3号の2）に添付する「資格を証する書面の写し」及び「直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」は「測量士（又は測量士補）名簿記載事項証明書（国土地理院発行）の写し」（入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）に代えることができる。</p> <p>7 技術者保有数を要件とする測量業務において、確認申請書等の提出から落札決定までの間に技術者数の変動があった場合は、減員が生じた場合に限り入札参加資格__の適否の対象とするものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用</b> (平成20年3月17日建管-2460)</p> <p>第7条関係</p> <p>1 確認申請書等の受付締切時刻の設定に当たっては、公告の日から十分な期間を確保するとともに、当該時刻から入札書受付開始時刻までの間に、電子入札システム上で「資格確認通知一括発行処理」を行う必要があることから、当該事務処理が円滑に行えるような日程となるよう留意すること。</p> <p>2 同種又は類似業務の実績__並びに配置予定技術者の資格及び経歴__の提出を求めるのは、それぞれ同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格及び経歴__を入札参加資格要件としてしている場合とする。</p> <p>3 技術者保有数を要件とする測量業務において、確認申請書等の提出から落札決定までの間に技術者数の変動があった場合は、減員が生じた場合に限り入札参加資格要件の適否の対象とするものとする。</p>

新	旧
<p>第12条関係</p> <p>5 配置予定技術者の手持ち業務量を入札参加資格とする場合であって、確認申請書等に記載された技術者が他の県発注業務においても配置予定技術者とされている場合にあつては、当該業務の発注機関に入札執行状況を確認する等により、手持ち業務量の制限に抵触して落札決定することのないよう留意するものとする。この場合において、複数の業務について落札候補者となり、かつ確認資料において入札参加資格を有することが確認されたときは、開札時刻の早い入札の順に落札者とするこことし、関係発注機関との調整を図るものとする。</p> <p>附 則（平成30年3月12日技管-909 一部改正）</p> <p>1 この運用は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。</p>	<p>第12条関係</p> <p>5 配置予定技術者の手持ち業務量を入札参加要件とする場合であって、確認申請書等に記載された技術者が他の県発注業務においても配置予定技術者とされている場合にあつては、当該業務の発注機関に入札執行状況を確認する等により、手持ち業務量の制限に抵触して落札決定することのないよう留意するものとする。この場合において、複数の業務について落札候補者となり、かつ確認資料において入札参加資格を有することが確認されたときは、開札時刻の早い入札の順に落札者とするこことし、関係発注機関との調整を図るものとする。</p>

新		
(別記様式)		
平成 年 月 日申請		
社会保険料納入確認(申請)書		
1. 申請者		
事業所整理記号	事業所番号	
事業所所在地		
事業所名称		
事業主氏名	印	
電話番号	( ) - ( ) - ( )	
2. 確認書の請求枚数		
枚		
3. 申請事由		
4. 確認事由		
項目	対象期間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 (延滞金を含む)	平成 年 月分から平成 年 月分まで	有・無
※対象期間は、申請日を含む月の前々月までの直近2年間を対象とする。		
管掌区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 2. 組合管掌健康保険	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
平成 年 月 日	日本年金機構 年金事務所長 印	
委任欄		
私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、 印 下記の者に委任します。		
受任者氏名 受任者住所 委任者との関係		

旧		
(別記様式)		
平成 年 月 日申請		
社会保険料納入確認(申請)書		
1. 申請者		
事業所整理記号	事業所番号	
事業所所在地		
事業所名称		
事業主氏名	印	
電話番号	( ) - ( ) - ( )	
2. 申請事由		
3. 確認事由		
項目	対象期間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金 (延滞金を含む)	平成 年 月分から平成 年 月分まで	有・無
※対象期間は、申請日を含む月の前々月までの直近2年間を対象とする。		
管掌区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 2. 組合管掌健康保険	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
平成 年 月 日	年金事務所長 印	